

平成24年度中小企業者等に対する特定
補助金等の交付の方針について

平成24年6月22日

閣 議 決 定

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第20条第1項の規定に基づき、平成24年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針を別紙のとおり定める。

平成24年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針

我が国は、大きな危機に直面している。我が国は成熟社会の新しい時代に対応した産業構造への転換が遅れ、「失われた20年」に加え、東日本大震災、原発事故、円高、世界的な金融市場への動揺など、過去に経験したことがない多くの重大な困難に直面しており、正に「歴史の危機」のまっただ中にある。これらの状況を打破していくためには、我が国の国際競争力の強化と次代を担う新産業の創出を推進することが重要である。

とりわけ、中小企業の創意ある成長発展による経済の活性化に向けて、国等が、中小企業へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、平成24年度における中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下

「中小企業者等」という。)に対する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年3月31日法律第18号)第2条第9項に規定する特定補助金等の同法第20条第1項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

1 中小企業者等向け支出目標

国等は、平成24年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業者等に対して支出する額が、約453億円となるよう努めるものとする。

2 中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置

国等は、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図る観点から、平成24年度において、次の措置により、各府省間の連携、中小企業者等への制度の周知、中小企業者等にとつ

て分かりやすく利用しやすい制度運用等を進めていくこととする。

(1) 中小企業技術革新制度連絡会議の活用

国は、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が効果的に行われるよう、中小企業技術革新制度連絡会議を活用し、特定補助金等を有する省その他関係する府省との意見交換、連絡調整を行い、制度の充実に努める。

(2) 中小・ベンチャー企業を対象とする多段階選

抜方式の導入の推進

国等は、研究開発成果の事業化の拡大及び国等からの調達拡大を図る観点から、国等の調達ニーズを踏まえた技術開発課題を設定の上、段階ごとに質の高い競争選抜を行う多段階選抜方式による「SBI R技術革新事業」を着実に実施する。

また、研究開発成果の事業化の拡大及び国等の研究開発事業への中小企業者等の参加機会の拡大を図る観点から同方式による「戦略的情報

通信研究開発推進制度」、「イノベーション創出基礎的研究推進事業」、「新エネルギーベンチャー技術革新事業」、「建設技術研究開発助成制度のうち政策課題解決型技術開発公募中小企業タイプ」等を着実に実施する。

加えて、研究開発前の探索研究・実証実験（F/S）の導入の有効性を実証することにより、同方式の導入・普及を図るため「中小企業技術革新挑戦支援事業」を着実に実施する。

さらに、「第4期科学技術基本計画」（平成23年8月19日閣議決定）及び「知的財産推進計画2011」（平成23年6月3日知的財産戦略本部決定）に基づく、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定の検討に向けて、国は、同方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定を進める。

（3）特定補助金等の交付に関する情報の提供等

ア）国等は、特定補助金等の交付に関する情報

を始めとする中小企業技術革新制度に係る情報を、中小企業技術革新制度特設サイト（以下「S B I R 特設サイト」という。）より提供し、中小企業者等が、当該情報をワンストップで入手できるようにするとともに、S B I R 特設サイトの中小企業者等への広報や利便性の向上に努める。

イ）中小企業技術革新制度への中小企業者等の積極的な参加を促進するため、国等は、可能な限り速やかに、すべての特定補助金等の一覧表、それぞれの特定補助金等の制度概要並びに特定補助金等として定められた補助金等の過去の採択テーマ及び採択企業に係る情報を取りまとめ、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、S B I R 特設サイトへの掲載、電子メールを活用した情報発信、パンフレットの配布、セミナーの開催等により、中小企業者等に対し提供する。

その際、地方支分部局、商工会議所その他

の機関を幅広く活用し、地方公共団体とも協力しつつ、取りまとめた情報が広く中小企業者等に提供されるよう努める。

さらに、平成25年度に特定補助金等として指定される予定の事業について、平成24年度に取りまとめ、S B I R特設サイトにて公表する。

ウ) 国等は、研究開発補助金等の申請等の手続等をインターネットを經由して共通に処理する「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」において、対象となる事業に係る公募情報一覧のうち特定補助金等に該当する事業について、当該事業が特定補助金等である旨（「S B I Rマーク」）を表示するとともに、S B I R特設サイトにおいて、特定補助金等の公募情報等を公表することにより、中小企業技術革新制度への中小企業者等の積極的な参加を促進する。

エ) 国等は、中小企業者等による特定補助金等

に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、各特定補助金等ごとの趣旨等を踏まえつつ、中小企業者等に行わせるべき経済的ニーズや社会的ニーズに適合した技術開発の分野に応じた技術開発課題を提示するよう努める。

オ) 国等は、特定補助金等に応募しようとする中小企業者等の参考となるよう、過去の応募件数、過去の採択件数等を開示し、また、中小企業者等に技術開発課題を提案させる特定補助金等については、提案例を示す。

さらに、特定補助金等の申請をした中小企業者等に対して、当該申請に係る評価結果の理由を説明するよう努める。

カ) 国等は、中小企業者等が中小企業技術革新制度を活用する上で必要となる情報の収集を円滑に行うことができるようにするため、大学等の研究機関に対して研究成果の開示等を行うよう働きかけることや、中小企業者等に

対して異分野の中小企業者等その他の事業者等との連携をより促進することで、大学等の研究機関及び異分野の中小企業者等その他の事業者等と中小企業者等との連携の機会を拡大するよう努める。

(4) 公募等に対する十分な準備期間の確保

中小企業者等が公募に際して十分な準備期間が与えられるよう、国等は、公募情報の事前通知や一定の公募期間を確保することとする。

(5) 十分な事業実施期間の確保

中小企業者等が十分に研究開発を実施できるよう、国等は、できるだけ早期に公募を開始するなど、事業実施期間の確保に努める。

(6) 申請手続の簡素化等

中小企業者等の負担軽減のため、国等は、特定補助金等に関して、申請書類の記入例の提示等を行うとともに、申請手続の簡素化・共通化等申請手続の負担の軽減のための見直しを行う。

(7) 外部評価の積極的活用

国等は、特定補助金等の申請内容の評価において、一層の公正を図るため、外部評価を活用することとする。

(8) 特定補助金等の執行の弾力化

国等は、研究開発の特性を踏まえ、研究開発の進ちよくに合わせた特定補助金等の執行の弾力的な運用を可能とするため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費の活用を図る。

また、国等は、特定補助金等の交付について、年複数回公募・採択、概算払（前払）の実施に努める。特に概算払については、中小企業者等のニーズに合わせ、迅速な概算払協議手続を行うなど、積極的な対応を図る。

さらに、国等は、特定補助金等の交付決定等を受けた中小企業者等が支払いを受けるまでの期間において、つなぎ資金を必要とする場合に支援ができるよう、可能な限りその環境整備に努める。

加えて、国等は、小規模事業者等が行う小規

模な研究開発の円滑な実施を支援するため、特定補助金等のテーマの細分化や小規模プロジェクトの採択審査段階での配慮などの工夫に努める。

(9) 中小企業者等の自主的努力の支援

国等は、特定補助金等の交付を受け、新技術に関する研究開発を行うことに意欲的な中小企業者等の能力向上に資するよう、中小企業者等の相談に応じ、申請に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努める。このため、特定補助金等の担当部局を明確にするとともに、地方支分部局を活用する等により中小企業者等からの相談に円滑に対応できるよう努める。

3 東日本大震災の被災地域の中小企業者等に対する配慮

(1) 国等は、被災地域の中小企業者等に配慮し、年複数回公募や概算払（前払）等の執行の弾力化を行うなど、被災地域の中小企業者等が特定補助金等の交付を出来る限り受けられる

よう努める。

(2) 国等は、特定補助金等を受けた被災地域の中小企業者等を対象とした事業化支援に努める。

4 中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動の支援措置

国等は、中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、平成24年度において、次の措置により、支援機関に対する情報提供、各府省間の連携、研究開発成果の市場への普及等を進めていくこととする。

さらに、各省は、特定補助金等の成果を利用した事業活動に対する支援を円滑に行うため、各種の事業化支援措置について、相互に連絡を取り合うこと等により、緊密な連携を図る。必要に応じて、調達側の関係者等を加えた中小企業技術革新制度連絡会議を開催し、意見交換を通じた制度の一層の拡充を図る。

加えて、国等は研究開発成果を活用した製品化や市場化の一層の促進・充実化を図るため、中小企業者等の技術連携や技術交流等の取り組みを促すとともに、特定補助金等の事業終了後の補完研究や事業化等の状況についてもその把握に努めつつ、支援措置の充実を図る。

(1) 特定補助金等の成果の利用を支援する機関への情報提供による投資促進等

国等は、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、特定補助金等の採択テーマ及び採択企業に係る情報に加え、特定補助金等の交付を受けた中小企業者等の研究開発の内容・成果、ビジネスプラン等当該企業の技術力を示す諸情報についてデータベースをSBI R特設サイトにて公開したことを踏まえ、中小企業投資育成株式会社、各都道府県等信用保証協会、株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、ベンチャーキャピタル、金融機関、地方公共団体等の中小企業者等の特定補助金等

の成果の利用を支援する機関に対してSBI R特設サイトを周知し、ベンチャーキャピタル、金融機関等の当該情報の活用を促進する。

とりわけ、国等は、中小企業者等に投資を行う者に対し、適時、特定補助金等の成果による新たな事業に係る情報等を提供する。

(2) 中小企業者等を対象とした事業化支援措置の利用促進

国は、研究開発成果の事業化を円滑化する観点から、平成20年度に貸付利率を引下げた株式会社日本政策金融公庫の特別貸付制度や平成21年度に審査を簡素化した中小企業信用保険法の特例措置を始めとする特定補助金等の交付を受けた中小企業者を対象とした事業化支援措置について、一層の利用促進に努める。

(3) 中小企業者等を対象とした技術人材面での支援

特定補助金等を活用した中小企業者等のうち、高い研究開発意欲と能力を有している者が、新

たな分野に挑戦するために必要な技術者の獲得や技術情報の入手が容易となるよう、中小企業者等の事業に関心のある技術人材の既存のデータベースを活用し、中小企業者等と技術人材とのマッチング機会の提供を行う仕組みの構築を引き続き検討する。

(4) 技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大

ア) 国は、技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大のため、入札対象物件等の分野における技術力を証明できる者については、有している入札参加資格等級、過去の納入実績の有無にかかわらず上位等級者のみを対象とした入札への参加が可能となるよう平成20年7月31日に「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成12年10月10日、政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定。平成22年3月30日最終改正）」を改正し、

「中小企業技術革新制度（S B I R）に係る入札参加特例措置の運用指針」を策定したことを踏まえ、これを入札実施者たる国及び独立行政法人等並びに入札参加者たる中小企業者等の双方へ広報することにより、本決定の適用事例の拡大に努める。

イ）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第2項に規定する国等は、物品等の調達に関し、企画競争や総合評価方式に付した場合において、特定補助金等の交付を受けた中小企業者等が落札若しくは選定されなかった場合において、当該特定補助金等の交付を受けた中小企業者等から請求があるときは、当該請求を行った者が落札若しくは選定されなかった理由を、当該請求を行った者に通知するものとする。

（5）技術連携等の促進

国等は、中小企業者等の技術連携等を一層促

進するため、広く公的研究機関等に対して、中小企業技術革新制度の周知徹底を図るとともに、特定補助金等の成果に関する情報提供を行う。

(6) 研究開発成果の市場への普及

国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果のうち事業化が見込まれるものについて、展示会やマスメディア等、様々な機会をとらえた紹介の場を設け、広く一般にその研究開発成果を広報するとともに、中小企業支援策との連携を図ることにより、販路、資金等のマッチング機会の提供の一層の充実化を図るなど、技術開発だけにとどまらず、事業化段階の支援を行うよう努める。

(7) 研究開発成果に係る知的財産の活用の促進

ア) 国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果について、中小企業者等が、その成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国等の委託による研究開発成果たる知的財産権を受託

者に帰属させることができる産業技術力強化法（平成12年4月19日法律第44号）第19条（いわゆる日本版バイ・ドール制度）を、特別な事情のあるものを除き、すべての特定補助金等のうち委託費用を用いた成果に係る特許権等について適用することとする。

イ）国等は、特定補助金等ごとの趣旨を踏まえつつ、中小企業者等が特定補助金等を活用して行った研究開発成果に係る知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。特に、海外を視野に入れた中小企業の新たな事業活動を促進するため、海外での知的財産権の取得に要する経費について、特定補助金等の交付の対象となる経費として支出するよう努める。

ウ）国等は、中小企業者等が特定補助金等を活用して大学等の研究機関と共同して行う研究開発における技術情報の漏えいを防ぐため、

大学等の研究機関に対し営業秘密の管理や職員等の守秘義務を徹底するよう促す。

- (8) 事業終了後のハンズオン支援機関の有効活用
- 国等は、特定補助金等の事業終了後の事業化等の状況について、その把握に努めつつ、事業化状況に応じて必要なハンズオン支援機関を紹介するなど、製品化や市場化の一層の促進・充実に努める。

5 方針の実施

- (1) 国等は、本方針の普及及び徹底を図るものとする。このため、各府省は、上記の措置の実施状況について中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の実施について、所管する特定独立行政法人等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺漏のないよう努める。

- (2) 国等は、中小企業者の新技術を利用した事業活動を促進するため、国等から補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金

の交付を受けた公益法人が、中小企業者等に対して支出する新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金についても、特定補助金等に類するものと位置付け、可能な限り同様の措置に努める。

別表 1)

平成 2 4 年度 予算における 国等の 特定補助金等の 中
小企業者等への 支出目標額 (単位 : 億円)

各省名	国等の特定補助金等の交付額	中小企業者等向け支出目標額
総務省	175.2	11.2
文部科学省	198.6	43.4
厚生労働省	12.3	4.5
農林水産省	181.8	14.6
経済産業省	1050.7	371.1
国土交通省	8.7	2.5
環境省	60.0	6.0
合計	1687.3	453.3

* 注 上表「国等の特定補助金等の交付額」には、
中小企業者等の支援を主目的としていない予算
も含まれる。

別表 2)

平成 23 年度当初予算における国等の特定補助金等の
の中小企業者等への支出実績見込額（単位：億円）

各省名	中小企業者等向け支出目標額	中小企業者等向け支出実績見込額
総務省	20.0	25.6
文部科学省	36.6	36.0
厚生労働省	2.8	5.1
農林水産省	15.9	16.1
経済産業省	366.5	323.2
国土交通省	2.1	2.3
環境省	7.2	7.2
合計	451.1	415.5

* 注 「国等の特定補助金等」には、中小企業者等の支援を主目的としていない予算も含まれる。